

【資料1】

読書活動推進事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する読書活動推進事業実施業務委託（以下「この業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容等

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 読書活動推進事業業務委託 |
| (2) 業務の仕様等 | 読書活動推進事業業務委託仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで |
| (4) 委託額の上限 | 9, 210, 000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 実施スケジュール

企画提案競技に係る実施スケジュールは、次のとおりとします。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 実施要領等の公開 | 令和6年4月 5日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問受付期限 | 令和6年4月10日（水）正午まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答揭示 | 令和6年4月15日（月） |
| (4) 参加資格確認申請書等提出期限 | 令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着） |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和6年4月23日（火） |
| (6) 参加資格不認定理由の請求期限 | 令和6年4月25日（木）午後5時まで（必着） |
| (7) 企画提案書等提出期限 | 令和6年5月 8日（水）午後5時まで（必着） |
| (8) プレゼンテーション審査実施日 | 令和6年5月15日（水）予定 |
| (9) 審査結果の通知 | 令和6年5月20日（月）予定 |
| (10) 契約締結 | 令和6年5月下旬 |

3 参加資格

この業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者（個人事業主を含む。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団

と密接な関係を有する者に該当しない者

(6) この業務を的確に遂行できる能力を有する者

4 企画提案競技の書類の交付等

企画提案競技の応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の文化振興課のページ及び「県政情報」－「電子手続・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

(1) 交付期間

令和6年4月5日（金）から4月10日（水）正午まで

(2) 交付書類

- ① 【資料1】読書活動推進事業業務委託企画提案競技実施要領
- ② 【資料2】読書活動推進事業業務委託仕様書
- ③ 【資料3】読書活動推進事業業務委託に係る企画提案競技審査要領
- ④ 【様式1～7】読書活動推進事業業務委託に係る企画提案競技応募様式

(3) 企画提案競技の事務手続等に関する説明会は実施しません。

5 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

(1) 提出期限：令和6年4月10日（水）正午まで

(2) 提出先：「12 問合せ及び各種書類提出先」

(3) 提出方法：電子メールによることとします。

(4) 回答方法：令和6年4月15日（月）に秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の文化振興課のページ及び「県政情報」－「電子手続・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に質問及び回答を掲載します。

なお、質問事項は原文のまま掲載します。

(5) その他：回答内容は、この要領及び仕様書の追加又は修正とみなします。

6 参加資格の確認手続

参加者は、次により申請し、参加資格の確認を受けてください。

(1) 参加資格確認申請書類

- ・【様式2】参加資格確認申請書（1部）
- ・【様式3】会社概要（1部）
- ・【様式4】参加資格確認申請書提出票（1部）

(2) 提出期限：令和6年4月19日（金）午後5時（必着）

(3) 提出先：「12 問合せ及び各種書類提出先」

(4) 提出方法：持参又は郵送によることとします。

- ① 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
- ② 郵送の場合は、郵便書留により提出してください（提出期限内必着とします。）。
- ③ 提出後、申請書への追加及び変更は認めません。
- ④ 郵送の場合、受領票は返送しません。ただし、別途受領票の交付のために訪問された場合は交付します。

- (5) 期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとします。
- (6) 参加資格の確認は、提出期限の日をもって行います。
- (7) 参加資格の確認結果については、令和6年4月23日（火）までに、電子メール及び書面により通知します。
- (8) 参加資格の喪失及び辞退
- ① 参加者は、参加資格確認後に、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。
 - ② 提出書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消します。
 - ③ 都合により辞退する場合には、【様式5】企画提案競技参加辞退届を提出してください。
- (9) 参加資格が認められなかった者に対する説明
- ① 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができます。
 - ア 提出期限：令和6年4月25日（木）午後5時
 - イ 提出先：「12 問合せ及び各種書類提出先」
 - ウ 提出方法：電子メールによることとします。
 - ② 説明を求めた者に対して、書面を受理したときから14日以内に書面によりその理由を説明します。

7 企画提案書等の提出

「6 参加資格の確認手続」により、参加資格の確認を受けた者は、次により企画提案書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 【様式6】企画提案書提出届（1部）
- ② 企画提案書（正本1部、副本4部）
 - ・審査の公平を期すため、所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び参加者等を特定できる文字、記号を一切記載しないでください。
 - ・体裁はA4横・長編綴じ・片面とし、枚数は20ページ以内（表紙除く）とします。
 - ・副本のうち1部は複製用としますので、ホチキスで綴じず、ダブルクリップ等で留めたものとしてください。また、複製用以外の製本の方法は指定しませんが、離散しないように綴じてください。
- ③ 見積書（内訳書含む）（1部）
 - ・任意様式
 - ・この業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（宛先は秋田県知事）に、所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し、備考欄に、本件の責任者及び担当者の職氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

備考欄記載例

責任者 秋田市山王四丁目〇—〇 株式会社〇〇 総務課 課長 〇〇〇〇

担当者 秋田市山王四丁目〇—〇 株式会社〇〇 総務課 課員 〇〇〇〇

連絡先（共通）電話：018-XXX-XXXX メールアドレス：XXXX@XXXXXX.CO.JP

④ 会社概要

⑤ 賃金水準の向上に関する書類 1部

企画提案競技審査票のうち、賃金水準の向上に該当する場合は、次の書類を提出すること。

→ ~~直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」~~

~~※令和6年の場合は、直近年の令和5年及びその前年の令和4年。~~

- ・ **直近年及びその前年の税務申告で提出した所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(※令和6年の場合は、直近年の令和5年及びその前年の令和4年。)** 又は、税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類 **【様式6】(別紙2) 参考様式を参照し提出すること。**
- ・ 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料 (任意様式)

⑥ 女性の活躍推進に関する書類 1部

企画提案競技審査票のうち、女性の活躍推進に該当する場合は、次の書類を提出すること。

一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付する認定通知書の写し
法令に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 (女性活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女参画社会づくり表彰)	表彰状の写し (写真可)

⑦ **【様式7】企画提案書等提出票 (1部)**

(2) 提出期限：令和6年5月8日 (水) 午後5時 (必着)

(3) 提出先：「12 問合せ及び各種書類提出先」

(4) 提出方法：持参又は郵送によることとします。

- ① 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。
- ② 郵送の場合は、郵便書留により提出してください (提出期限内必着とします。)

(5) 留意事項

① この業務においては、委託者が業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に再委託することを禁じますが、業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではありません。このような一部再委託を予定する場合は、再委託先として予定する者も実施体制に記入してください。

なお、契約時における業務の一部再委託に際しては再委託先及び再委託する業務の範囲について、県と事前に協議を行い、県が認めた相手先及び業務内容のみ、一部再委託を可能とします。

- ② 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。
- ③ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換えや追加、又は撤回することができません。
- ④ 提出された企画提案書等は、原則返却しません。
- ⑤ 提出できる企画提案書等は1案に限り、複数の提出は不可とします。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (3) 企画提案内容に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 関係者に対し工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (5) この要領に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- (6) その他企画提案競技に関する条件に違反した提案

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、企画提案競技審査要領に基づき、審査会が行います。

(1) 審査方法

提出された会社概要、企画提案書、その他の書類及びプレゼンテーションにより企画提案競技に参加する参加資格適合者（以下「企画提案者」という。）の審査を行います。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が、「1（4）委託額の上限」を上回った場合は審査の対象外とします。

(2) 審査会の開催

審査会は秋田県庁第二庁舎において開催し、審査会内で企画提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- ① 期日 令和6年5月15日（水）（予定）
- ② 場所 秋田県庁第二庁舎8階81会議室（予定）
- ③ プレゼンテーションの実施
 - (ア) 実施者 企画提案者1者について3名以内
 - (イ) 時間配分 企画提案者1者についてプレゼンテーション15分、審査員からの質疑応答20分を予定
 - (ウ) その他 開始時間等の詳細については、別途通知

(3) 失格

正当な理由無く審査会を欠席したときは、失格とします。

(4) 受託候補者の選定方法

企画提案競技審査要領により、1番の順位となった者を受託候補者として選定します。

なお、企画提案者が1者の場合であっても、企画提案競技審査要領に定める基準点に達していないときは、受託候補者として選定しません。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、選定後速やかに各参加者に書面により通知します。
- ② また、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の文化振興課のページ及び「県政情報」－「電子手続・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。
- ③ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(6) 審査結果の不服申立て

選定結果や参加資格の確認、その他手続に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日

から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により不服申立てをすることができます。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

「9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者と単独随意契約を締結します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 企画提案書等との関係

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合があります。

(4) 契約保証金について

① この業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項の規定により、契約保証金を支払っていただきます。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

② 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付します。

(5) 次点の繰り上げ

「9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

11 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。

(3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはいけません。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

12 問合せ及び各種書類提出先

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部 文化振興課 読書活動・文化芸術推進チーム

電話：018-860-1530

FAX：018-860-3880

メールアドレス：bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

13 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出書類の取扱い
 - ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
 - ② 県は、公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとなります。
- (4) 企画提案等作成に関する一切の経費は参加者の負担となります。